

共働き世帯における社会給付、負担を考慮した所得の逆転

September 2021

内閣官房兼内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム
磯龍、天達 泰章

本稿は、河野大臣の問題意識及び縦割り110番の要望を踏まえ、レポートとしてまとめたものである。

「規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート」は、内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームメンバーの研究成果をとりまとめた資料です。学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

レポートは、すべて著者個人の責任で執筆されており、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの見解を示すものではありません。

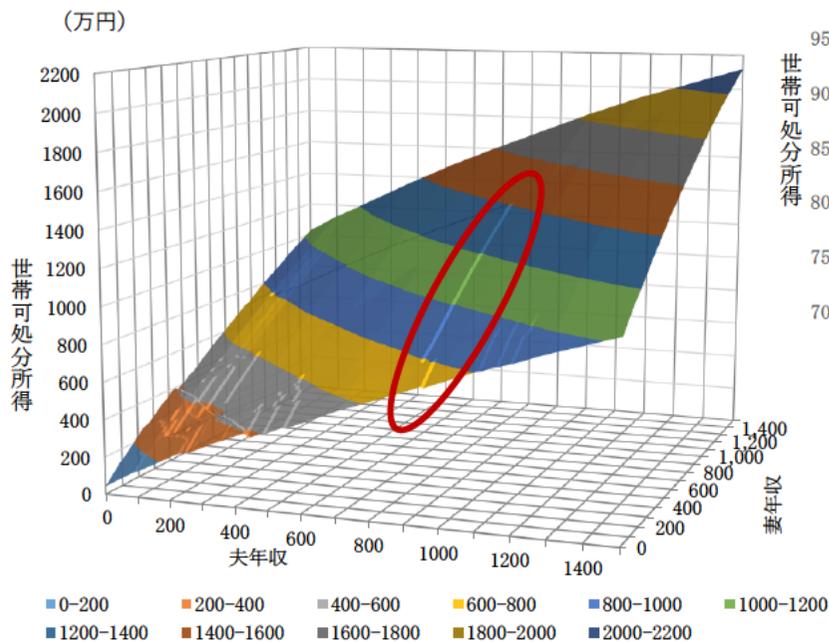
共働き世帯における可処分所得

- ・ 児童手当、就学援助、保育料における所得制限の限度額で、可処分所得の逆転が生じている可能性。
- ・ 複数制度の給付額や保険料等が所得制限によって同時に変化することで、可処分所得の逆転が大きくなる可能性。

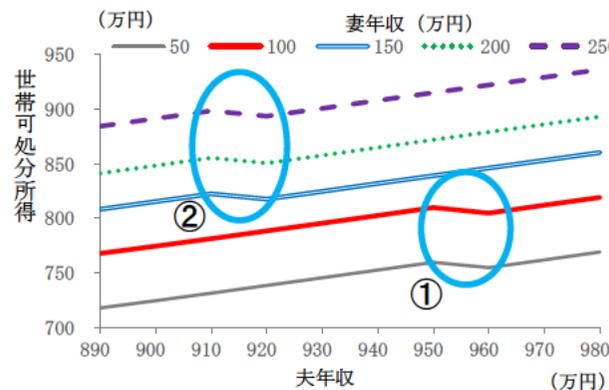
1. 本稿の目的と貢献

- ・ 分析レポートNo.1「政府による社会給付に関わる所得制限の横断的整理と課題」は税、保険料、社会給付の額が変化することなどを考慮した算出が複雑化するため、低所得者だけでなく、中所得者、高所得者も含めた全収入における分析を課題とした。
- ・ 収入や税、保険料、児童手当等の社会給付を考慮した、共働き世帯における可処分所得を算出し、可処分所得の分布で逆転現象が生じていないかを検証。

2. 例：一般共働き世帯における児童手当の影響



(注) 一般共働き世帯は親二人と子二人(中学生、小学生)で構成。
 可処分所得=収入-所得税-住民税-国民年金保険料-国民健康保険料+児童手当+就学援助

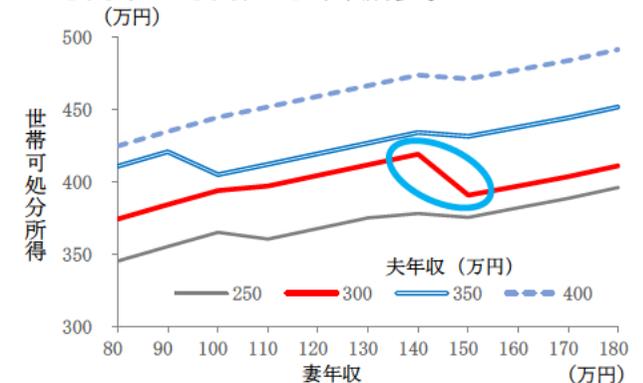


- ① 妻年収が0~103万円の場合、夫年収960万円を境に児童手当が減少。
- ② 妻年収が103万円超の場合、妻が扶養対象でなくなるため、夫年収918万円を境に児童手当が減少。

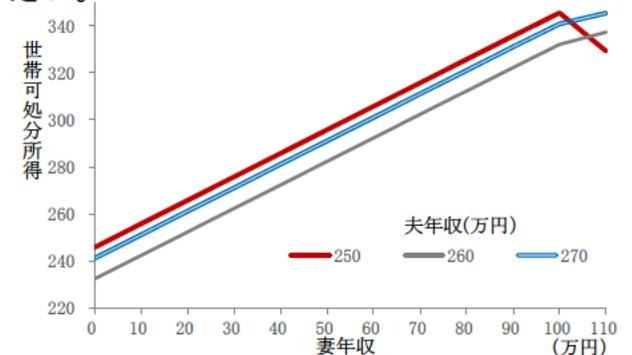
社会給付の所得制限による壁が生じている

3. 複数制度による課題

- (1) 一般共働き世帯
 就学援助(給付26万円→0円)、国民年金保険料(負担10万円→20万円)により、減少。



- (2) 子育て共働き世帯(親二人、子二人<2歳、4歳>)
 保育料(負担0円→12万円)、国民年金保険料(負担0円→10万円)等により、妻年収0~100万円の場合、夫年収250万円の世帯可処分所得が夫年収260、270万円より大きい。



逆転が大きくなる年収では緩和措置や見直しなどの対応が考えられる